

令和6年度県内外観光客周遊促進に向けたモニターツアー実施事業業務委託 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

この要領は、四国観光立県推進愛媛協議会（以下「協議会」という。）が契約・実施する令和6年度県内外観光客周遊促進に向けたモニターツアー実施事業業務委託の企画提案公募に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 目的

県内周遊促進に向け、モニターツアーを実施するため、企画提案公募（プロポーザル）を実施する。

2 委託内容

- (1) 名称：令和6年度県内外観光客周遊促進に向けたモニターツアー実施事業業務委託
- (2) 内容：別添「令和6年度県内外観光客周遊促進に向けたモニターツアー実施事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 期間：契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

3 委託料（上限）

4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 資格要件

提案者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 愛媛県内に事業所（本社、支社、営業所等）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (4) 愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

5 応募書類

(1) 参加表明書の提出

提出期限 令和6年7月19日（金）午後5時まで

- ①参加表明書（様式1） 1部（押印）
- ②誓約書（様式2） 1部（押印）

③会社概要（様式任意） 1部

・送信後、電話にて着信確認を行うこと。

・電子メールの件名は、「参加表明（県内外モニターツアー）」とすること。

※参加表明書提出後に参加を取り下げの場合は、令和6年8月9日（金）17時までに参加辞退届（様式3）正本1部（押印）を電子メールにより提出すること。また、送信後、電話にて着信確認を行うこと。

※資格要件を満たさない提案者に対しては、メールにて通知する。

(2) 質問書について

提出期限 令和6年7月19日（金）午後5時まで

①質問書（様式4）

・様式を用いて電子メールにより提出すること。また、送信後、電話にて着信確認を行うこと。

・電子メールの件名は、「質問（県内外モニターツアー）」とすること。

・電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。

・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

・質問への回答は、受付から原則3営業日以内に提示することとする。

(3) 企画提案書の提出

提出期限 令和6年8月9日（金）午後5時まで

①企画提案書表紙（様式5） 正本1部

②企画書（様式任意） 8部（うち正本1部）

・形式：原則としてA4判、横書き、左綴じとする。着色・両面印刷可。

用紙の向きは、横向きでも縦向きでも可。

図表等は必要に応じA3判も可とする。

・使用する言語、通貨及び単位

言語：日本語

通貨：日本国通貨

単位：日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

・内容：16ページ以内（片面を1ページとし、表紙を除く。）で以下の内容を必ず記載すること。

・仕様書6（1）コース①について、各地域、題材に合う具体的なモデルコース

・仕様書6（2）コース①について、想定する誘客エリア及びツアー参加者数の目標数

・仕様書6（2）コース②について、活用するインフルエンサーの想定、ツアー参加者数の目標数

・仕様書6（3）コース①、②ともに、具体的な参加者募集方法

・実施体制

・スケジュール

※表紙には、宛名「四国観光立県推進愛媛協議会会長」、タイトル「令和6年度県内外観光客周遊促進に向けたモニターツアー実施事業業務委託企画提案書」、提出年月日、会社名（正本のみ押印）を記載すること。

※各参加表明者につき1提案しか受け付けない。

③経費見積書（様式任意） 正本 1部

- ・見積りに係る経費内訳を記載すること。
- ・ツアー参加者から参加料を徴収する場合は、各コース1人当たりの料金及び収入総額を明示すること。

④事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式6） 正本 1部

- ・本事業にあたって十分な経験を有する者を統括責任者とする。
- ・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。

⑤業務実績表（様式7） 正本 1部

- ・委託業務と類似の事業の受注実績（5件以内）について、業務名、委託者名、契約金額、実施年度、業務の概要を記載すること。

(4) 提出先・提出方法

「10 問い合わせ先・提出先」まで持参するか、郵送（必着）とする。

6 委託先の選定

(1) 選定方法等

企画提案の評価については、提出された企画提案書をもとに審査を行う。（プレゼンテーションは実施しない。）

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

評価項目	評価の着眼点
1. 各地域、題材を巡るモデルコースの設定	<ul style="list-style-type: none">・モデルコースに組み込まれたコンテンツや宿泊施設は、その地域ならではの魅力が体感できるものとなっているか。・モデルコースに組み込まれたコンテンツや宿泊施設は、各地域、題材として適切か。
2. 上記で設定したモデルコースを巡るモニターツアーの実施	<ul style="list-style-type: none">・実施回数、実施時期は適切に設定されているか。・誘客が見込まれるターゲット設定となっているか。・募集にあたっては、各ツアー対象者に合致した媒体・周知方法となっているか。（より多くの参加者が確保できるか）
3. 実施体制	<ul style="list-style-type: none">・業務を適切に執行できる体制が整っているか。・ツアー催行にあたって、安全かつ円滑な運行体制が確保できているか。・モニターツアーの実施を通して、モデルコースのより良い改善に向けた提案が可能か。
4. 経費見積	<ul style="list-style-type: none">・全体経費は、提案内容に対して適切な経費見積・配分となっているか。

(3) 審査結果

- ・審査の結果は、文書で提案者に通知する。
- ・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

7 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、協議会と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、協議会が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となった者を契約候補者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

8 スケジュール（予定）

内 容	日 付
企画提案募集開始	7月 9日（火）
参加表明書提出期限	7月 19日（金）
質問票提出期限	7月 19日（金）
企画提案書提出期限	8月 9日（金）
審査結果通知	8月下旬
契約締結	9月上旬

9 その他

- (1) 企画提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。
- (3) 提出された企画提案書については返却しないものとする。

10 問い合わせ先・提出先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 - 2

四国観光立県推進愛媛協議会（観光国際課内）

（担当：青野）

T E L : 089-912-2492

F A X : 089-912-2489

メールアドレス : kankoukokusai@pref.ehime.lg.jp